

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ	青塚新町	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—	
い	池野地区	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	—	
		市街化調整区域									
		1 荒田、岩穴、押出、垣ノ内、北平、北高根、御殿屋敷、古山、十三塚、篠平、高洞、滝ヶ洞、寺洞、樋ノ口、西山、二ノ谷、八曾、百廻り、古新田、洞奥、藪ヶ洞、破岩、斧研、与三ヶ洞、芳ヶ洞									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域	—	純	16純	24	—	—	—	—	
		(2) 上記以外の地域	40	1.1	中	26中	34純	8.8純	8.8	—	
		2 牛岩、大門、仲屋敷、東桑原	40	1.1	中	26中	30中	14中	14	—	
		3 裏山、富士山	40	1.1	中	69中	48中	14中	14	—	
		4 井ノ元、北洞、郷中、高根、野中、白山洞、南高根	40	1.1	中	32中	30中	4.8中	4.8	—	
		5 上記以外の地域									
		(1) 農業振興地域内の農用地区域	—	純	12純	21	—	—	—	—	
(2) 上記以外の地域	40	1.1	中	19中	30中	8.9中	8.9	—			
	池野安楽寺1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域	—	純	12純	21	—	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中	19中	29中	12中	12		
	犬山	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—		
		市街化調整区域	50	1.1	中	24中	31中	3.7中	3.7		
	今井	農業振興地域内の農用地区域	—	純	13純	25	—	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中	19中	31中	7.4中	7.4		
	今井1～8丁目	農業振興地域内の農用地区域	—	純	11純	21	—	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中	17中	26中	15中	15		
う	梅坪1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域	—	純	19純	25	—	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34	—	—		
か	楽田地区	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—		
		1 路線価地域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—		
		2 上記を除く犬山高根洞工業団地	50	1.1	—	—	—	—	—		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田地区	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 犬山南ニュータウン、つつじヶ丘団地、二ノ宮団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		2 北大門、北洞、高根洞、堂屋敷、蓮池、洞田、宮山、向山								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—純	12純	18	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	32中	42中	21中	21	
		3 倉曾洞								
		(1) 倉曾団地	50	1.1	—	—	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	42中	39中	29中	29	
		4 上記以外の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—純	22純	26	—	—		
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	32中	40中	5.2中	5.2	
	楽田青塚1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9	
	楽田安師	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9	
	楽田一色浦	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9	
	楽田今村	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2	
	楽田内久保1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.1中	7.1	
	楽田打越1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.3中	7.3	
	楽田大橋1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	9.3中	9.3	
	楽田勝部前1丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2	

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
か	楽田上沼1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域	%	—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	8.2中	8.2		
	楽田小針	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	7.0中	7.0		
	楽田地蔵池	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9		
	楽田大円1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.8中	5.8		
	楽田鶴池	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9		
	楽田天神1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.8中	5.8		
	楽田長塚西	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		
	楽田長塚東	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		
	楽田西浦1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		
	楽田西野1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	9.6中	9.6		
	楽田巾1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.9中	5.9		
	楽田原西	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		
	楽田原東	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		
	楽田東追分	農業振興地域内の農用地区域		—	純	21純	26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中	31中	40中	5.2中	5.2		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	楽田三ツ塚	農業振興地域内の農用地区域	%	—	純 21	純 26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 31	中 40	中 5.2	中 5.2		
	楽田山ノ田1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 21	純 26	—	—		
		上記以外の地域	50	1.1	中 31	中 40	中 7.1	中 7.1		
く	栗栖	草野	40	1.1	中 27	中 25	純 2.5	純 2.5		
		大平、荒神洞	40	1.1	中 42	中 25	純 6.9	純 6.9		
		上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 25	純 4.9	純 4.9		
	こ	木津	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	
市街化調整区域			50	1.1	—	中 23	—	—		
五郎丸		市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準		
		市街化調整区域								
		1 犬山ニュータウン、(犬山)日の出団地	50	1.1	—	—	—	—		
		2 上記以外の地域	50	1.1	中 26	中 34	中 6.7	中 6.7		
五郎丸東1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 19	純 25	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中 24	中 34	中 6.7	中 6.7			
し	四季の丘1～7丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—		
せ	善師野	裏田、小戸、小橋、下向野、中田、伏屋								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 21	純 38	—	—		
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 51	中 6.4	中 6.4		
	善師野1～3丁目	上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 21	純 33	—	—		
		2 上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 44	中 6.4	中 6.4		
善師野台1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 21	純 33	—	—			
	上記以外の地域	40	1.1	中 27	中 44	中 13	中 13			
た	田口1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 28	純 38	—	—		
		上記以外の地域	40	1.1	中 36	中 51	中 13	中 13		
つ	継鹿尾	全域	40	1.1	中 50	中 30	純 6.6	純 6.6		

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
と	塔野地	青木団地、犬山さくらヶ丘団地、城東団地	50	1.1	—	—	—	—	—	—
		国道41号沿い	50	1.1	中	29中	48中	6.4中	6.4	—
		大畔、田口洞	50	1.1	中	56中	72中	17中	17	—
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純	23純	35	—	—	—
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	29中	48中	13中	13	—
	塔野地北1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.7中	6.7	—
	塔野地杉1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	25純	33	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	33中	45中	6.7中	6.7	—
	塔野地西1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	—
		上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.7中	6.7	—
	富岡	市街化区域		—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—
		市街化調整区域								
1 農業振興地域内の農用地区域			—	純	21純	30	—	—	—	
2 上記以外の地域		50	1.1	中	27中	40中	6.4中	6.4	—	
富岡東1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	—	
	上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.7中	6.7	—	
富岡南1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	—	
	上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.7中	6.7	—	
は	羽黒	市街化区域		—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—
		市街化調整区域								
		1 (犬山) 日の出団地、椿台団地	50	1.1	—	—	—	—	—	
		2 鳥茸、根比敷、根比敷取茸片平	50	1.1	中	53中	33中	20中	20	
		3 上記を除く新郷瀬川下流に向かって右側の地域								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純	19純	25	—	—	
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	5.6中	5.6	
	4 上記以外の地域									

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
は	羽黒新田	(1) 農業振興地域内の農用地区域	%	—	純 24	純 29	—	—	—	—
		(2) 上記以外の地域	50	1.1	中 34	中 42	中 4.8	中 4.8	—	—
	羽黒新外山	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 6.1	中 6.1	—	
	羽黒摺墨	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 5.5	中 5.5	—	
	羽黒惣境	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 6.7	中 6.7	—	
	羽黒高橋1～4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 40	中 6.7	中 6.7	—	
	羽黒堂前	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 5.5	中 5.5	—	
	羽黒成海西	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 40	中 6.7	中 6.7	—	
	羽黒成海南	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 40	中 6.7	中 6.7	—	
	羽黒銚添1～3丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 6.1	中 6.1	—	
	羽黒安戸西1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 6.1	中 6.1	—	
	羽黒安戸南1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 19	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 25	中 35	中 6.7	中 6.7	—	
	羽黒余町	農業振興地域内の農用地区域		—	純 20	純 26	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 29	中 34	中 5.5	中 5.5	—	
	橋爪	市街化区域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	—	
		市街化調整区域	50	1.1	—	—	—	—	—	
	橋爪東1～6丁目	農業振興地域内の農用地区域		—	純 19	純 25	—	—	—	
		上記以外の地域	50	1.1	中 24	中 34	中 6.7	中 6.7	—	

市区町村名：犬山市

小牧税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等								
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼		
ま	前原	前原台団地(1~6丁目)	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—	
		犬山日の出団地、犬山前原苑	50	1.1	—	—	—	—	—	—	—	
		西沢、西町、東野畔、東町、南中根										
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	40純	38	—	—	—	—	—	
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	51中	51中	6.9中	6.9	—	—	
		橋爪山	50	1.1	中	55中	34中	13中	13	—	—	
		上記以外の地域										
		1 農業振興地域内の農用地区域		—純	28純	38	—	—	—	—	—	
		2 上記以外の地域	50	1.1	中	36中	51中	13中	13	—	—	
		前原1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	26純	33	—	—	—	—	
			上記以外の地域	50	1.1	中	33中	45中	6.7中	6.7	—	—
		前原味鹿1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—	—	—	
	上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.7中	6.7	—	—		
前原西1~5丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	20純	26	—	—	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	24中	34中	6.7中	6.7	—	—		
前原南1~4丁目	農業振興地域内の農用地区域		—純	19純	26	—	—	—	—			
	上記以外の地域	50	1.1	中	25中	35中	6.7中	6.7	—	—		
も	もえぎヶ丘1~3丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—		
	桃山台1・2丁目	全域	50	1.1	—	—	—	—	—	—		
	上記以外	全域	—	路線	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準	市比準		